

平成30年7月18日

津軽広域水道企業団  
企業長 櫻田宏様

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会

会長 飯島裕胤



津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について（答申）

平成29年4月27日付け津広水企西北発第5号により諮問を受けた標記の件について、本審議会で慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

津軽広域水道企業団西北事業部の  
適正な水道料金のあり方について（答申）

平成30年7月18日  
津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会

## 目次

1. 水道ビジョンについて .....	2
(1) 西北事業部の経営環境と水道ビジョンの必要性 .....	2
(2) 水道ビジョン（案）に対する意見 .....	2
2. 今後の水道料金等について .....	3
(1) 今後の財政見通しについて .....	3
(2) 確保すべき給水収益水準及び水道料金の所要改定率について .....	4
(3) 適正な水道料金体系について .....	5
3. 資料 .....	7
(1) 審議会設置規程 .....	7
(2) 諮問書（写） .....	9
(3) 審議委員名簿（敬称略） .....	10
(4) 審議経過 .....	10
(5) 水道ビジョン（案）の概要 .....	11
(6) 料金改定前及び料金改定後の財政見通し .....	13

## 1. 水道ビジョンについて

### (1) 西北事業部の経営環境と水道ビジョンの必要性

津軽広域水道企業団西北事業部（以下「西北事業部」という）においては、今後人口の減少に伴い水道料金収入も減少していくことが見込まれる一方で、これまで整備してきた水道施設や管路の老朽化への対応が求められている。さらに、平成33年4月からは、現在は岩木川等の表流水及び地下水を主とする水源を、浅瀬石川ダムを水源とする津軽事業部からの受水に全面的に切り替える予定となっている。

こうした経営環境の大きな転換点を迎えるに当たり、これからも持続可能な経営を実現し続けるために、将来を見据えた水道の理想像を明示し、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を示すものとして「津軽広域水道企業団西北事業部 水道事業ビジョン（案）」（以下「水道ビジョン（案）」という）が策定され、本審議会へと意見が求められた。

### (2) 水道ビジョン（案）に対する意見

本審議会では、水道ビジョン（案）に関する質疑応答や現場観察を通じて、その内容を確認した。その結果、これから経営課題を踏まえると、「ふるさとの豊かな水を未来につなぐ信頼の水道」という基本理念の下、「持続」「安全」「強靭」の3つの柱に基づき各種施策を推進していくことは、からの経営方針として妥当であると判断した。

#### 【附帯意見】

##### ①水道利用者への情報公開のさらなる推進

審議過程において示された「お客様アンケート」によれば、水道について知りたいと思うことについて、7割弱が「水質のこと」と回答している等、水道利用者に一定の情報ニーズがあることがうかがえた。一方、水道に関する広報手段について、4割弱が「特に情報を得ていない」と回答しており、水道利用者の情報ニーズに対し、十分に応えられない可能性があることが示された。

この結果を踏まえると、水道利用者に対する情報の公開及び発信を、いっそう推進していく必要があると考えられる。具体的には、水道ビジョン（案）の策定をきっかけとして、水道利用者に対して、西北事業部の取り組み等についてより積極的に情報を発信していくようお願いしたい。

##### ②水道ビジョン（案）への定期的な評価の実施

水道ビジョン（案）は平成29年度から平成40年度までの12年間を計画期間として予定しており、経営管理指標を設けた上で、期間中は4年を目安に見直しを実施することとしている。水道ビジョン（案）掲載の各種施策の進捗状況について、審議会を通じた定期的な評価を実施するとともに、評価結果の水道利用者への分かりやすい情報提供を期待する。

## 2. 今後の水道料金等について

### (1) 今後の財政見通しについて

#### ①水源の見直しに伴う当年度純損失の発生と現預金残高の減少

水道ビジョンの計画期間である平成29年度から平成40年度までの12年間を推計期間とする財政見通しについて説明を受け、審議した。

財政見通しによれば、津軽事業部からの受水を開始する平成33年度以降、収益的収支においては、受水に伴う受水費及び送水管等の減価償却費を中心に営業費用が大幅に増加し、毎年度当年度純損失が生じることが見込まれている。さらに、資本的収支において、企業債償還金が増加し、平成40年度には現預金残高が現在の1割程度となる見通しが示された。

#### ②高料金対策補助金の活用可能性

一方で、受水開始後の平成33年度以降、西北事業部は高料金対策補助金の補助要件に該当する可能性が高い。高料金対策補助金を活用できる場合には、毎年度当年度純利益が生じ、平成40年度における現預金残高も現在の8割程度を維持できる見込みであり、西北事業部の経営状況は一定程度改善される可能性がある。

よって本審議会としては、水道利用者の料金負担を極力抑制するため、高料金対策補助金を活用することを前提とした財政見通しの下で、今後の経営方針を判断することが妥当と判断した。

### 【附帯意見】

#### ①財政見通しの定期的な検証

受益者負担を基本とする地方公営企業の経営原則を踏まえると、高料金対策補助金への過度の依存は避ける必要がある。また、厳しい行財政運営が続く中、高料金対策補助金が削減された場合、水道事業の経営そのものが成り立たなくなる恐れもある。そのため、高料金対策補助金を活用して水道利用者の料金負担をできる限り軽減しつつ、財政見通しについては定期的な検証を実施し、水道料金の改定等を検討していく必要があると考えられる。

#### ②さらなるコスト抑制の取り組み

持続可能な経営の実現や、災害の発生等に備えた財源の確保に向けて、さらなる維持管理費等のコストの抑制に向けた取り組みを、推進していくことを期待する。

## (2) 確保すべき給水収益水準及び水道料金の所要改定率について

### ①水道料金の決定原則と考え方

今後の財政見通しに基づき、津軽事業部からの受水を開始する平成33年度から5年間を料金算定期間とし、確保すべき給水収益水準及び水道料金の所要改定率について審議した。

地方公共団体が経営する地方公営企業である水道事業は、独立採算制のもと、水道料金原価に含めることが適当でないものを除き、運営に必要な経費は、受益者が負担する料金で賄うことが原則となっている。また、水道料金は、地方公営企業における料金の決定原則に従い、公正妥当かつ、適正な原価に適正な利潤を加えたものでなければならないとされている（総括原価方式）。

本審議会においても、地方公営企業における料金の決定原則に従い、総括原価方式に基づいて、確保すべき給水収益水準を検討すべきと判断した。

### ②検討内容及び結論

地方公営企業の経営原則及び水道料金の決定原則を踏まえ、総括原価方式に基づき確保すべき給水収益水準を検討した。

その結果、総括原価の中には、適正な利潤として資本報酬率0.1%相当の当年度純利益を含めることが妥当との判断に至った。これは、将来における施設の更新需要や企業債の償還負担を考慮すると、現在と同程度の現預金残高の水準を維持することが望ましいとの判断によるものである。

上記の適正な利潤を含む総括原価を試算した結果、5.7%の所要改定率が適当との結論に至った。

### 【附帯意見】

水道料金は水道利用者の生活に密接にかかわる一方で、地方公営企業の経営原則や、水道料金の算定方法は、多くの水道利用者にとって、あまり一般的ではないものと推察される。料金改定への理解が得られるよう、水道利用者への分かりやすい情報提供に努めていただきたい。

### (3) 適正な水道料金体系について

#### ①料金体系の考え方

現行の料金体系の枠組みを維持しつつ、料金改定により確保すべき料金収入の増加分をどのような基本料金と超過料金の割合で配分し、負担いただかずかという点について審議した。

西北事業部の現行の料金体系は、他事業体と比較して一般用の料金水準が高く、この一般用が料金収入全体の7割を占めるのが特徴である。この特徴を勘案すると、改定後の料金体系は、多数を占める一般家庭の水道利用者、特に使用水量が相対的に少ない使用者への配慮が必要と判断した。

#### ②検討内容及び結論

本審議会では、一般家庭の水道利用者、特に使用水量が相対的に少ない使用者への配慮の必要性から、基本料金の改定幅を可能な限り少なくする方針の下で、新たな料金体系の検討を進めた。その結果、基本料金は1%、超過料金は8%を目安に改定することが適当との結論に至った。

この結論は、相対的に使用水量が大きな使用者により多くの負担をお願いする一方で、新たにスタートする津軽事業部からの受水設備の費用は、生活に大きな影響の出ない範囲でできるだけ広く担うという考え方に基づいている。

なお、浴場用については、物価統制令（昭和21年）に基づく「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」（昭和32年厚生省令第38号）によって、公衆浴場の入浴料金は都道府県知事による統制を受けているため、現状の料金を据え置くことが適当と判断した。

**【水道使用料 料金表】**

**①現行の水道使用料 料金表**

用途	基本水量 (1ヶ月)	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
一般及び共用	8 m <sup>3</sup> まで	1,850 円	250 円
団体用	10m <sup>3</sup> まで	2,300 円	300 円
工業用	100m <sup>3</sup> まで	15,900 円	250 円
営業用	10m <sup>3</sup> まで	2,200 円	280 円
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	11,600 円	150 円
プール用		1 m <sup>3</sup> につき 290 円	
観賞用	10m <sup>3</sup> まで	3,500 円	450 円
臨時用		1 m <sup>3</sup> につき 350 円	

**②改定後の水道使用料 料金表（案）**

用途	基本水量 (1ヶ月)	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
一般及び共用	8 m <sup>3</sup> まで	1,870 円	270 円
団体用	10m <sup>3</sup> まで	2,330 円	330 円
工業用	100m <sup>3</sup> まで	16,060 円	270 円
営業用	10m <sup>3</sup> まで	2,230 円	310 円
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	11,600 円	150 円
プール用		1 m <sup>3</sup> につき 320 円	
観賞用	10m <sup>3</sup> まで	3,500 円	450 円
臨時用		1 m <sup>3</sup> につき 380 円	

注1 上記の料金表及び料金表（案）は、いずれも税抜きの金額である。

注2 メーター使用料は、現行の料金表から変更しないものとする。

### 3. 資料

#### (1) 審議会設置規程

##### 津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会設置要綱

##### (目的及び設置)

第1条 津軽広域水道企業団西北事業部（以下「西北事業部」という。）は、持続可能な水道事業の運営に向けて、適正な水道料金のあり方を審議するため、津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、企業長に対しその結果を報告し、又は意見を述べることとする。

- (1) 地域水道ビジョンと今後の財政見通し
- (2) 確保すべき給水収益水準及び所要改定率
- (3) 適正な水道料金体系

##### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

##### (委員及び任期)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者に対して、企業長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 構成自治体議会の議長の推薦する者
- (3) 自治会連合会の推薦する者
- (4) 各種団体の推薦する者

2 委員の任期は、委嘱の日から審議等の終了までとする。

##### (会長及び副会長)

第5条 審議会に当該審議会を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）

- 1 人置き、委員の互選により定める。
- 2 審議会に会長を補佐する者（以下「副会長」という。）1人を置き、会長が選任する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理す

る。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、西北事業部総務課において処理する。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 質問書(写)

津広水企西北発第5号  
平成29年4月27日

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会  
会長 飯島 裕胤様

津軽広域水道企業団  
企業長 葛西憲之



津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について(質問)

津軽広域水道企業団西北事業部の適正な水道料金のあり方について、津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会設置要綱第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

質問理由

津軽広域水道企業団西北事業部は、「持続・安全・強靭」な水道事業を目指すため、水道ビジョンと今後の財政見通し・確保すべき給水収益水準及び所要改定率・適正な水道料金体系について、貴審議会に意見を求めるものです。

(3) 審議委員名簿（敬称略）

	氏名	役職等	備考
会長	飯島 裕胤	弘前大学人文社会科学部教授	
副会長	宮本 純一	つがる市商工会会長	
委員	野呂 司	つがる市議会議員	
	成田 和美	五所川原市議会議員	
	白戸 英行	木造地区自治会連合会会長	
	鶴賀 善宏	森田地区自治会連合会会長	
	神 忠吉	柏地区自治会連合会会長	
	工藤 輝	車力地区自治会連合会会長	
	三和 金春	市浦町内会連合会会長	第2回審議会より
	木村 真智子	つがる市商工会女性部部長	
	松岡 信	青森銀行木造支店支店長	
	福井 二三夫	稻垣地区自治会連合会会長	第5回審議会まで
	伊南 忠雄	市浦町内会連合会会長	第1回審議会まで

(4) 審議経過

回	開催日	主な議題
第1回	2017年4月27日	諮問 西北事業部の現状について
第2回	2017年6月29日	西北事業部の施設見学
第3回	2017年8月30日	水道経営と水道料金について 西北事業部の水需要について お客様アンケート結果の紹介
第4回	2017年10月30日	水道ビジョン（案）について 西北事業部の財政見通しについて
第5回	2017年12月18日	持続的な水道事業経営に向けた収益確保策について
第6回	2018年4月26日	料金体系検討の方向性について
第7回	2018年6月18日	答申（案）の検討

## (5) 水道ビジョン（案）の概要

### ① ビジョンの位置づけと期間

#### 位置づけ

- 厚生労働省「新水道ビジョン」が示す「水道事業ビジョン」に該当するもの。
- 青森県「水道整備基本構想」及び関係市（つがる市及び五所川原市）の総合計画等とも整合性を確保。
- 五所川原市水道事業の水道ビジョンとも調整を実施。

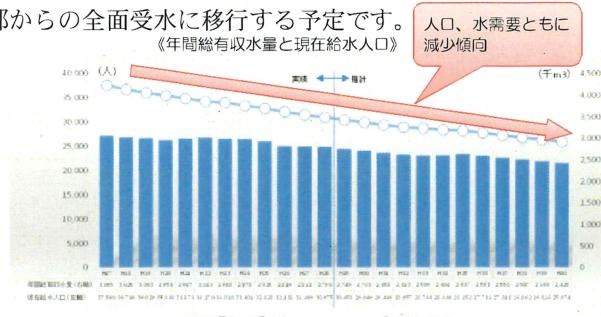
#### 計画期間

平成 29 年度から平成 40 年度までの 12 年間（期間中、4 年を目安に見直しを実施）

### ② 西北事業部の経営課題

#### I 水需要の減少と水源の見直し

水需要は、平成 40 年度には平成 28 年度の約 87% の水準まで減少する見通しです。また平成 33 年度には、水源を津軽事業部からの全面受水に移行する予定です。

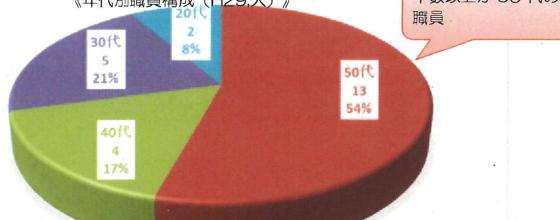


#### II 職員の減少と高齢化の進展

職員数は減少傾向が続いていることに加え、職員の 50 % 以上を 50 代の職員が占めています。

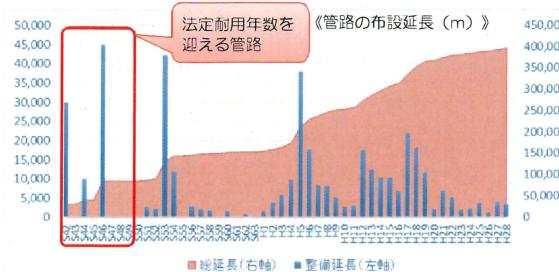


『年代別職員構成 (H29人)』

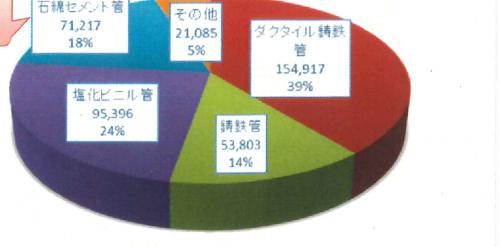


#### III 施設の老朽化及び耐震性の低下

法定耐用年数を迎える昭和 40 年代に布設した水道管が多いほか、耐震性の低い石綿セメント管も約 18 % 残っています。



『管路の種別内訳 (H28, m)』



#### IV 厳しい財政事情

維持管理費用は同規模事業体平均より高いことに加え、水源見直しに伴う拡張工事の影響で、企業債残高が増加しています。



#### V 新しい経営課題

- 広域連携推進：新水道ビジョンでは、周辺の水道事業との広域連携の推進が要請されています。
- お客様とのコミュニケーション：料金改定を実施する場合、水道事業の経営状況を理解してもらう必要があります。

### ③ 西北事業部が目指す将来像

本ビジョンでは、以下のような基本理念と基本方針の下、水道の「持続」「安全」「強靭」に向けた各種取組を推進します。

#### 基本理念

#### ふるさとの豊かな水を未来につなぐ信頼の水道

##### 基本方針

##### 持続

##### I 経営体制の充実・強化

##### 基本施策

- (1)アセットマネジメントの推進
- (2)財源の確保
- (3)人材の育成
- (4)民間の担い手の活用

##### 具体的な取組

- モノ  
①更新計画の策定・運用 ②マッピングシステムの導入
- カネ  
①維持管理費用の抑制 ②経営情報の公開  
③経営監視の強化 ④適正料金の検討
- ヒト  
①OJT の強化 ②外部研修の活用
- ヒト  
①民間委託の活用

##### 基本方針

##### 安全

##### II 水質の維持・向上

##### 基本施策

- (1)水質管理の高度化
- (2)情報提供の充実
- (3)浄水処理の最適化

##### 具体的な取組

- ①水安全計画の策定・運用
- ①水質情報提供の充実
- ①バックアップ水源の確保

##### 基本方針

##### 強靭

##### III 災害に強い仕組みづくり

##### 基本施策

- (1)管路の更新・耐震化
- (2)配水施設の更新・耐震化
- (3)事前の備えの充実
- (4)連携体制の強化

##### 具体的な取組

- ハード  
①基幹管路の更新 ②末端管路の更新
- ハード  
①既存配水池の耐震化
- ソフト  
①危機管理マニュアルの策定・運用
- ソフト  
①近隣事業体との連携 ②民間事業者との連携  
③日本水道協会との連携 ④つがる市・五所川原市との連携

### ④ ビジョンの目標

ビジョンにおける各種取組を通じて、以下の5つの目標達成を目指します。

#### I 経営体制の充実・強化

世代間の負担の公平に配慮した、持続的な財源の確保に努めます。

指標	H26	H27	H28	H32見込	H40目標
企業債残高対給水収益比率	711.3%	719.3%	743.2%	946.9%	750.0%
外部研修時間	0.8時間／人	0.7時間／人	0.3時間／人	0.5時間／人	1.2時間／人
技術職員率	61.5%	60.0%	64.0%	65.2%	40.0%

#### II 水質の維持・向上

塩素濃度の調整を通じ、蛇口部分における水質の維持・向上に努めます。

指標	H26	H27	H28	H32見込	H40目標
平均残留塩素濃度	0.46mg/L	0.58mg/L	0.50mg/L	0.50mg/L	0.20mg/L

#### III 災害に強い仕組みづくり

災害に強い管路への更新と耐震化率向上に努めます。

指標	H26	H27	H28	H32見込	H40目標
管路の更新率（累計）	0.16%	0.91%	1.79%	7.55%	19.97%

### ⑤ ビジョン期間の財政収支見通し

収入面では料金収入は減少、費用面では平成33年度以降に企業債償還金や支払利息、減価償却費が増加する見通しです。

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的収支	収益の収入 904	895	893	892	891	1,022	1,025	1,033	1,025	1,017	1,008	1,000	992
	料金収入 792	784	776	768	761	764	772	765	757	750	742	735	
	収益的支出 837	885	863	869	873	1,401	1,252	1,246	1,244	1,243	1,249	1,248	1,248
	受水費 0	0	0	0	0	269	269	270	269	268	267	266	265
	当年度純利益 67	10	30	23	▲781	▲379	▲227	▲213	▲219	▲227	▲241	▲248	▲256
資本的収支	資本的収入 1,330	1,644	1,960	1,884	1,938	408	416	425	439	453	471	474	477
	企業債 406	456	683	652	652	164	164	164	164	164	164	164	164
	資本的支出 1,703	2,316	2,354	2,282	2,345	823	843	824	825	829	844	841	843
	企業債償還金 236	253	270	289	315	330	350	331	332	335	350	348	350
	資本的収支の不足額 372	672	394	398	407	415	427	399	386	376	372	368	366
対照表	現預金残高 1,743	1,341	1,261	1,169	1,062	791	663	576	499	427	346	267	185
	企業債残高 5,885	6,088	6,501	6,865	7,202	7,037	6,851	6,684	6,517	6,346	6,160	5,977	5,792

(6) 料金改定前及び料金改定後の財政見通し

①料金改定前の財政見通し

(単位：百万円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的 収支	収益の収入	904	895	893	892	891	1,022	1,025	1,033	1,025	1,017	1,008	1,000
	営業収益	800	791	783	775	768	768	771	779	772	764	757	749
	料金収入	792	784	776	768	761	761	764	772	765	757	750	742
	営業外収益	104	103	110	117	124	254	254	254	254	253	251	249
	補助金	47	48	50	55	59	64	62	60	58	55	53	50
	収益の支出	837	885	863	869	873	1,401	1,252	1,246	1,244	1,243	1,249	1,248
	営業費用	724	776	754	757	759	1,284	1,141	1,140	1,142	1,144	1,152	1,150
	減価償却費等	312	315	343	345	345	712	718	718	723	727	731	736
	受水費	0	0	0	0	0	269	269	270	269	268	267	266
	営業外費用	113	109	109	112	115	117	111	106	103	100	97	98
	支払利息	113	109	109	112	115	117	111	106	103	100	97	98
資本的 収支	特別利益	0	0	0	0	221	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	0	0	0	0	1,020	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益	67	10	30	23	△781	△379	△227	△213	△219	△227	△241	△248
	資本的収入	1,330	1,644	1,960	1,884	1,938	408	416	425	439	453	471	474
	企業債	406	456	683	652	652	164	164	164	164	164	164	164
	他会計出資金等	516	574	635	620	675	120	129	137	151	165	184	187
	国・県補助金	406	608	642	612	611	123	123	123	123	123	123	123
対貸 照表	資本的支出	1,703	2,316	2,354	2,282	2,345	823	843	824	825	829	844	841
	建設改良費	1,467	2,062	2,084	1,993	2,030	493	493	493	493	493	493	493
	企業債償還金	236	253	270	289	315	330	350	331	332	335	350	348
	資本的収支の不足額	372	672	394	398	407	415	427	399	386	376	372	368
現預金残高	現預金残高	1,743	1,341	1,261	1,169	1,062	791	663	576	499	427	346	267
	企業債残高	5,885	6,088	6,501	6,865	7,202	7,037	6,851	6,684	6,517	6,346	6,160	5,977
													5,792

## ②料金改定後の財政見通し

(単位：百万円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的 収支	収益的収入	904	895	893	892	892	1,072	1,082	1,431	1,422	1,404	1,403	1,402
	営業収益	800	791	783	775	768	808	810	812	804	796	788	780
	料金収入	792	784	776	768	761	801	803	812	804	796	788	780
	営業外収益	104	103	110	117	125	264	272	619	618	608	615	622
	補助金	47	48	50	55	60	75	80	425	422	411	416	421
	収益的支出	837	885	863	869	873	1,401	1,252	1,246	1,244	1,243	1,249	1,248
	営業費用	724	776	754	757	759	1,284	1,141	1,140	1,142	1,144	1,152	1,150
	減価償却費等	312	315	343	345	345	712	718	718	723	727	731	736
	受水費	0	0	0	0	0	269	269	270	269	268	267	266
	営業外費用	113	109	109	112	115	117	111	106	103	100	97	98
	支払利息	113	109	109	112	115	117	111	106	103	100	97	98
資本的 収支	特別利益	0	0	0	0	221	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	0	0	0	0	1,020	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益	67	10	30	23	△780	△329	△170	185	178	160	154	154
	資本的収入	1,330	1,644	1,960	1,884	1,938	408	416	287	287	287	287	287
	企業債	406	456	683	652	652	164	164	164	164	164	164	164
	他会計出資金等	516	574	635	620	675	120	129	0	0	0	0	0
	国・県補助金	406	608	642	612	611	123	123	123	123	123	123	123
	資本的支出	1,703	2,316	2,354	2,282	2,345	823	843	824	825	829	844	843
	建設改良費	1,467	2,062	2,084	1,993	2,030	493	493	493	493	493	493	493
	企業債償還金	236	253	270	289	315	330	350	331	332	335	350	348
対照表	資本的収支の不足額	372	672	394	398	407	415	427	537	537	541	556	554
	現預金残高	1,743	1,341	1,261	1,169	1,063	842	772	946	1,114	1,263	1,393	1,529
	企業債残高	5,885	6,088	6,501	6,865	7,202	7,037	6,851	6,684	6,517	6,346	6,160	5,977
													5,792